

水産政策審議会企画部会
第45回議事録

水産庁漁政部企画課

水産政策審議会第45回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成25年5月9日(木)午後3時00分

閉会 平成25年5月9日(木)午後4時28分

2. 出席委員

(委員) 木場 弘子 武田 三花 長屋 信博 原 一郎 角 好美
山下 東子

(特別委員) 須能 邦雄 高橋 健二 濱田 武士 安成 椰子 渡邊 朝生

3. 水産庁側出席者

本川水産庁長官 宮原次長 柄澤漁政部長 須藤資源管理部長
宇賀神漁港漁場整備部長 新井企画課長 山口加工流通課長
内海漁業調整課長 中津漁場資源課長 保科裁培養殖課長
中泉整備課長 加藤資源管理推進室長

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第45回企画部会
議事次第

日 時：平成25年5月9日（木）15:00～16:28

場 所：農林水産省本館4階第2特別会議室

1. 開会

2. 資料説明及び討議
 - (1) 「平成24年度水産の動向」（本文案）
 - (2) 「平成25年度水産施策」（案）の諮問

3. その他

4. 閉会

目 次

1. 開	会	1
2. 水産庁長官あいさつ		1
3. 資料説明及び討議			
(1) 「平成 24 年度水産の動向」 (本文案)			
(2) 「平成 25 年度水産施策」 (案) の諮問		2
4. そ	の	他 2 4
5. 閉	会	2 4

○企画課長 それでは、定刻より若干早うございますけれども、皆様おそろいという状況でございますので、これから審議会を開始したいと思っております。よろしく願いいたします。

ただいまから「水産政策審議会」第45回「企画部会」を開催したいと思います。

初めに、委員の出席状況について御報告をさせていただきます。

水産政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、審議会の定足は過半数とされております。本日は委員8名中5名の方が御出席されておりますので、定足数を満たしております。

また、特別委員は10名のうち6名が御出席をされております。

水産政策審議会につきましては、水産政策審議会議事規則第6条に基づきまして、公開で行うということになっております。また、第9条に基づきまして、議事録を作成し、縦覧に供するというようにされております。

それでは、まず開会に当たりまして、本川水産庁長官より御挨拶を申し上げます。

○水産庁長官 水産庁長官の本川でございます。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。日ごろから水産行政の推進にいろいろと御協力をいただいておりますことに対して、改めてこの場をおかりして感謝を申し上げたいと思います。

今年の白書であります。我が国は、御承知のように、周辺水域に世界的にも非常にいい漁場を持っている水産資源大国でありますけれども、そういった水産資源を将来にわたって有効に活用する、食べて獲る、そういうことをやっていく必要があるわけにありますけれども、今回の白書では特にその辺の御意見をいただいて、重点的に分析させていただいていると思います。特に水産物の消費の問題、これを特集しているわけでございます。日本人は魚食民族だと言われておったのですけれども、世界的に水産物の消費は伸びております。ただ、このところ、他国の後塵を拝するような水産物消費の実態が出てきているわけでありまして、我々が魚を食べなくなると、この周辺水域の資源自体を有効に活用できなくなる恐れがあるのではないかといった問題意識を含めて、今回白書でいろいろ問題提起をさせていただいて、水産業界一丸となってそういう問題意識を持って消費者のニーズに伝えていく、そのような対応ができればと思っております。

もう一点は、須能さんもお越しになっておりますけれども、東日本大震災からの復興については、引き続き1つの章を設けて記述をさせていただきたいと思います。特に、東電の福島原発の事故に関しては、これまで実施されてきた水産物の放射線モニタリング調査の結果を踏まえて、消費者の方々にわかりやすい記述をさせていただいていると思っております。

今後、こういう白書を読んでいただいて水産に関心を持っていただく。それが、まさに我が国水産業の発展につながっていく。そのようなことを期待申し上げて、御審議をお願いしたいと思います。

どうかよろしく願いいたします。

○企画課長 ありがとうございます。

5月1日からクールビズの励行ということになっておりますので、この中、冷房効いておりません。必要であれば上着等とられてお願いしたいと思っております。

それでは、山下部会長、議事進行をお願いいたします。

○山下部会長 皆さん、こんにちは。

今日は、確かにいつになく夏に近い天候でございますので、冷房が入っていないということですので、ホットな議論をこれから展開できるのではないかと思います。

早速ですが、着席をして議事に入らせていただきます。

本日の議題でございますが「平成24年度水産の動向（本文案）」につきましての質疑・討議と、水産基本法第10条に基づきました「平成25年度水産施策（案）」について農林水産大臣から諮問がありますので、それについての審議となっております。

まず、諮問事項に入ります。「平成25年度水産施策（案）」につきまして、農林水産大臣からの諮問をいただきたいと思っております。

○水産庁長官 大臣は国会の審議で出ておりますので、私のほうから代わってさせていただきます。

平成25年5月9日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

平成25年度水産施策（案）について

水産基本法第10条第3項の規定に基づき、別添「平成25年度水産施策（案）」について貴審議会の意見を求める。

ということでございます。よろしく願いいたします。

（水産庁長官から山下部会長へ諮問文手交）

○山下部会長 それでは、審議に入りたいと思っております。

本日の進め方でございますけれども、ただいま諮問のありました「平成25年度水産施策（案）」の前に、これの作成に当たって考慮するとされております「平成24年度水産の動向（本文案）」の資料についての説明と、質疑・討議を行いたいと思っております。

資料につきましては事前に配付されておりますので、こちらでは簡単なポイントの説明ということをお願いしたいと思います。

それでは、事務局のほうから、説明をお願いいたします。

○企画課長 まず、本日の配付資料について御確認をお願いいたします。

第45回企画部会配付資料ということで、資料1から6までそれぞれ分冊にさせていただいております。あらかじめ5月2日に皆さんにお送りいたしました資料は全て通しページになっておりまして、これから御議論いただくときに、以前お送りしたもののページではなくて、どこの項のどういうところかというところも、恐縮でございますけれども、お示しいただきまして御意見を頂戴できればと考えているところでございます。

本日、資料1から6の中で、特に資料2、3、4のコラムにつきましては、まだ関係者の方々の確認が終わっていないところがございますので、そこを踏まえまして御意見を頂戴したいと思っております。

前回、前々回の審議会で、資料1、資料2につきましては委員の方々から大変貴重な意見をいただいておりますので、本日はその反映状況について、まず御説明をさせていただきます。それから、資料3、4、5、6につきましては、審議会ですべて骨子のみを示しておりますので、特にポイントにつきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1のトピックスでございます。

今回は4つ挙げておりまして、このトピックスの項目につきましては前回の審議会と同じでございます。その際にトピックスの順番について再考したほうがいいのかという御意見を賜っておりまして、今回重要魚種、シロザケ、サンマ、ウナギの不漁とその対策、クロマグロ、消費拡大プロジェクト、放射性のモニタリングといった形で順番を変更させていただいております。

もう1つ、皆さんにタイトルのつけ方をキャッチーなものにしろという御意見を賜りました。事務局、余り能力がないものでございますから、それについては再度御意見をいただければと思います。

簡単にページをおめくりいただきまして、まず重要魚種の不漁とその対策ということで、シロザケ、サンマ、ウナギにつきまして順に記述をさせていただいております。4ページにまいりましてクロマグロ、6ページからが消費拡大の「魚の国のしあわせ」、8ページ以降が放射線のモニタリングということで、10ページにわたって資料の冒頭にトピックスということで記述させていただくことにしております。

資料2にまいりまして、今回の白書の特集編「第I章 特集 海の恵みを食卓に～魚食の復権～」ということでございます。

これにつきましては、構成につきましては前回の審議会とほぼ変わっておりません。しかしながら、前回の審議会ですべて第2節のアンケートの集計がまだできておりませんでしたので、そこについては今回新たなデータということで、追加をさせていただいているところでございます。

1ページからの水産食料をめぐる情勢と魚食の復権というところにつきましては、基本的に前回の審議会と変わっておりません。文章を変えたということでございます。前回の審議会の御議論の中でFAOの資料についての信憑性といったことの議論もございましたけれども、これは資料の出典を明らかにするというところで使わせていただきたいと思います。

ます。

5 ページの下のほう、コラムがございます。ここで、日本の魚食が世界の第1位ではなくなったということで、そのタイトルについてわかりやすくという御意見がございまして、「『もはや1位ではなくなった』我が国の1人当たりの魚介類消費量」といった形のタイトルを付けさせていただいております。

それに加えて、6 ページでございますけれども、1位、2位、3位、日本を抜きましたポルトガル、韓国がどんな魚食をしているのかということで、それぞれが食べている大まかな魚種について記載を加えさせていただいております。

ページが飛びまして、11ページでございます。10ページの中ほどからの日本人の健康的な食生活というところで、11ページの下DHA、EPAのグラフでございますが、前は魚のたぐいだけしか書いていなかったということで、他のたんぱく質についてもきちんと比較するようにという御指摘がありました。そこで、下の方の、ほぼゼロとかないといったものがございますけれども、鶏卵、豚、和牛といったものを比較して対照できる形に再編をさせていただいております。

13ページにまいりまして、魚と血栓の関係ということで、上の方の研究データでございます。そのときに、国別の心疾患の死亡率と魚の消費量につきまして相関関係があるのであればそれを書くべきという御意見をいただきました。これを事務局のほうで、死亡率といわゆる魚食の割合というものを分析いたしてみましたが、結果として有意な関係はないということが判明いたしました。

見ていただきますと、心疾患率が少ない、例えばアルゼンチンというのが割と下のほうにございますけれども、アルゼンチンは肉食の国でございまして、なかなか優位な関係はないと。他方リトアニアというのは心疾患率が高い国ということになってございますけれども、リトアニアは魚食が非常に多いという国でございまして、残念ながら有意な関係は出なかったということで、このままのグラフにさせていただきたいと思っております。

17ページ以降でございます。17ページ以降は、前回まだデータがそろっていなかったものですから、大分すかさずの骨子ということでお見せいたしましたけれども、今回いろいろな方々がアンケート調査をしていただいたものをデータとして載せているということで、文章、論理の構成をさせていただいております。

特に23ページでございますけれども、国民健康・栄養調査の結果に基づきまして、いわゆる加齢効果、年齢が高くなると魚食が増えていくという効果が、ここ過去10年間でほぼなくなっているということをお話いたしました。

中ほどの表を見ていただきますと、魚介類は全て大体20グラム前後減っているということでございますが、肉類のほうは30、40代では加齢効果が逆に見られるということでございます。20グラムの魚介類はということで、参考といたしまして、大体サケの切り身の4

分の1、カツオの刺身の2～3切れということで、ここも明確にさせていただいております。

24ページ、25ページでございます。ここは農林水産省が農林水一体として行っております消費者モニターの結果を今回新たに記述させていただいております。できるだけ、今回平成25年度、問いにつきましては、過去と比較できるような質問をするということで、間の空き方は変な場合がございますが、平成9年、12年、25年ということで、過去同じ問いをしたときとの比較ということでグラフを作らせていただいております。

24ページを見ますと魚介を食べる頻度が減っているということ。他方、25ページの中ほどでは魚介を食べるのが好きかといった方についてはそんなに減っていないと。しかしながら、魚介を食べる機会を増やしたいかという質問については、平成9年から見ると大分減っている状況が見えるということで分析をさせていただいております。

ずっとまいりまして、特集編のところは今まで事例を第3節で記述しておりましたけれども、44ページまでそれぞれ事例について書かせていただいております。

後は、基本的に文章を追加したということで、御理解いただきたいと思っております。

それから、資料3の東日本大震災からの復興でございます。

これは前回、前々回の御議論の中で、復興の状況を記述するとともに元気が出るような記述にすべきという御意見をいただきました。今回は、地震と津波による被害への対応と原発事故への被害の対応とに分けて、現時点での状況を記述することにしていただいております。

幾つかお話をさせていただきますと、1つは13ページでございます。今までさまざまな復旧・復興の進捗状況といったものにつきましては、水産庁のホームページも随時公表しておりますけれども、このたび、統計情報部のほうから漁業経営体の再開状況というものが出ておりますので、これを今回加えさせていただいております。

それから、放射能の話でございますけれども、トピックスのほうで記述もいたしました。20ページ以降でございますが、今まで28,000近くの検体を調査しております。その中でだんだんわかってきたことということで、ここでは実際の調査の傾向値につきまして、詳細に記述しております。

さらに進みまして23ページでございますけれども、それぞれの代表的な魚介類につきまして、検体の全てが基準値以下になっているものということでまとめて記述をさせていただいているところでございます。

29ページ、30ページでございますけれども、福島県の漁業の再開状況につきまして、魚種も加えましてその足取りにつきまして詳しく記述をさせていただいているところでございます。

次に資料4でございます。

我が国の水産の動向ということでございまして、これ以降は基本的に毎年度、資料をリバイスするという形で行っているところでございます。

昨年は震災の部分の特集編が非常に大部だったということで、こちらのほうはコラムを少なくするという努力をいたしましたけれども、今年はコラム等にもできるだけ復活をするといった形で記述をさせていただいております。

特に重点的に昨年よりも記述を増やした場所につきまして、簡単に御紹介をさせていただきます。

1つが21ページでございまして、燃油の高騰対策のところでございます。ここにつきましては燃油、魚粉の価格の動向、現在行っておりますセーフティーネットの状況、それから22ページで各魚種の燃費の割合ということで記述をさせていただいているところがございます。

25ページでございます。船の安全対策のところでございます。

昨年の秋に非常に大きな、13名の方が行方不明になるという事故がございました。それを踏まえまして今回、海難の状況、それから安全対策に向けた状況ということで、26ページ、27ページ。この前、審議会でも漁船の転覆防止の研究について記述すべきという御意見もございましたので、安全対策について、27ページのライフジャケット等につきましても記述を増やさせていただいているところがございます。

飛びまして、35ページでございます。資源管理の状況につきまして、現在行われております資源管理の仕組み、35ページの下から39ページまでということで、今、資源管理計画に基づいて行われております事例も含めまして、記述の充実をさせていただいているところです。

さらに飛びまして、62ページでございます。漁村の関係、多面的機能のところございまして、ここにつきましても平成25年度から多面的機能に対します交付金等、国も支援をするということもございまして、ここでは多面的な機能、コラムも含めまして記述を充実させていただいております。

以上が水産の動向編ということでございます。

それから、資料5と6でございます。

5は「平成24年度水産施策（案）」ということでございますが、いわゆる講じた施策と言われているものでございます。これは24年度の講じようとする施策を踏まえまして、実際にこうしたことについて記述をさせていただくということでございまして、説明を省略させていただきます。

資料6が諮問の内容でございます。平成25年度の水産施策ということでございます。まだ予算は国会審議中ではございますけれども、そういう状況の中で予算の成立を前提にした記述ぶりとなっていることにつきましては、御了解をいただきたいと思います。

今回の新規の重点につきましてはこの水産施策の中で図表、あるいはポンチ絵を入れて記述をするということにしてございまして、その大きな3つにつきまして御紹介をさせていただきます。

1つは14ページから15ページでございまして、強い水産業づくり交付金の充実と、新規

就業者対策の充実ということでございまして、強い水産業づくり交付金で水産物の安定供給、災害に強い漁村づくりを、それぞれ地域の総意に基づいてやっていただくということ。

担い手対策につきましては研修、技術習得を充実させるとともに、漁業学校等に行っている方々への青年準備金の給付を平成25年度から始めようということを記述させていただいています。

18ページ、19ページで、19ページの「多様な流通ルートの構築」ということでございまして、消費の拡大をしていくためにやはり川下と川上がきちんと結びついていく。そこに仮に問題があるのであれば、それを解決するような手法ということで、それに対していろいろな支援をしていく。平成25年度に国産水産物の流通促進事業というものを予定しておりますので、それにつきまして記述をさせていただいております。

最後に、先ほども御説明いたしました、24ページで水産の多面的な機能の発揮対策ということで、22年度、25年度から計画をしております各地域でのさまざまな活動に支援する交付金につきまして、これも図表を入れまして紹介させていただいているということでございます。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上とさせていただきます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それではただいま事務局から説明のありました資料について、御審議いただきたいと思いますが、時間の制約もございまして2つの部分に分けて進めたいと思います。

まず最初に、資料1の「トピックス～水産この一年～」と資料2の「第1章 特集 海の恵みを食卓に～魚食の復権～」について審議したいと思います。つまり、資料の1と2について前半部分で審議をしたいと思います。

資料について御意見、御質問がございましたら、御発言のほうをお願いいたします。

武田委員、どうぞ。

○武田委員 資料2の「第1章 特集 海の恵みを食卓に～魚食の復権～」についての15ページと16ページに関してなのですが、コラムは関係する方にスーパーバイズを受けると伺っていますので、これから直していただけるのかなと思うのですけれども、コラムのところに書いてある文言にあれと思うようなものがあるのですね。

例えば、「我が国では食生活の欧米化が進んでいるため、畜肉由来の不飽和脂肪酸であるアラキドン酸（AA）の摂取量が増えている」と書いてありますが、肉は飽和脂肪酸であるパルチミン酸とかステアリン酸が多く、アラキドン酸の名称は厚生労働省は特に言っていないと思います。

その上のほうのコラムの4行目で魚介類由来のn-3系脂肪酸であるEPA、DHAということを行っているのですけれども、厚生労働省で問題にしているのは、n-3系とかn-6系とかというくくりの脂肪酸を言っていて、不飽和脂肪酸は炭素の二重結合を持っていて、炭素の鎖の始まりから数えて初めての二重結合が3番目に出てくるグループは人間の体では作れない、n-3系とって、魚で採れるのでとても有意義なのですね。日本人にはn-3系、n-6

系、n-9系と、二重結合の最初のところでわけた3つのグループのうちの、n-3がとて少ない、それに比べてn-6がとて多いので、バランスをよくということが言われています。

アラキドン酸はn-6系の代表でもあるのですが、ここに畜肉由来とありますけれども、アラキドン酸は魚油にもよく入っています。アラキドン酸は必須脂肪酸であって、悪いものではないのですが、ここで見ると、アラキドン酸は肉を食べると増えてしまうのかと思ってしまう、肉を食べるとパルチミン酸やステアリン酸が増える、アラキドン酸はサザエだとか魚油にも入っていて、卵やレバーにも入っていますけれども畜肉の脂肪酸の代表ではない。

n-6系脂肪酸は大豆油とかサラダ油などの植物油にも多いのですね。それをたくさん食べても体の中で代謝物としてアラキドン酸ができます。n-6系が多いと言っているのも、ここでアラキドン酸という固有名詞ではなく、n-3、n-6というようなグループ分けにしたほうがいいのではないかと。私は「畜産由来の不飽和脂肪酸のアラキドン酸が多い」という記述はあまり見たことがないです。もう少し大まかなわかりやすい表現のほうがいいのではないかと思います。

2つ目に16ページですけれども「EPA及びDHAを1g摂取するのに必要な魚介類」というのですが、ここで見るとアジの開きだったら0.7枚か、サバは0.3~0.8切ぐらいでいいのかみたいな感じですがけれども、ここに出ているのは非常にEPAやDHAが多い魚なのでこんな量で済んでいるのです。

例えの、DHAやEPAを1グラムとるには、トロだったら31グラムぐらいでいいのだけでも、マグロの赤身であつたら830グラムとらなければなりません。少量でたくさんとれる魚ばかり載せてしまうとちょっと食べればいいのではないかなってしまうので、これは少し偏っている資料だと思います。例えば白身魚のタイであつたら164グラム、かなり大きな切り身を食べなければならない。それも平均して毎日なのですね。食事摂取基準では、大体平均すれば魚一切れ90グラムぐらいという見解があるのです。マグロの赤身だったら833グラムとか、NHKのテレビ番組でも魚の種類で量が違うことは取り扱っていただきましたので、もう少し違うものも挙げていただきたいなと思いました。

○山下部会長 ありがとうございます。専門的な立場からいろいろと御意見をいただきました。

他にはいかがでしょうか。

原委員、どうぞ。

○原委員 資料2の4ページ目です。最初のほうに1人当たりの消費量の話が書いてあります。そこに「世界の全ての地域において増加しており」と書いてありますが、これは日本も入るのかなという感じで、隣の5ページ目に増大の背景というものが書いてあります。3行目のあたりから、生活水準の向上、農村漁村から都市への人口の移動うんぬんと書いてあります。これは日本の状況にぴったり合う気がします。

そこで、資料1の6ページ目のところに「魚食を巡る現状」ということで、国内の話で、

10年間で約29%減少しましたと書いてあります。これは先ほど説明した世界の中の日本とここの中の10年間で29%減少、これはもちろんデータソースが異なって比較の対象期間が違うので違った結論になっているのだと思いますけれども、このあたり、少し交通整理されたほうがわかりやすいのではないかというコメントです。

ついでに、余りおもしろくない説明ですけれども、資料2の28ページに、水産物が好まれない理由としまして生ごみが出るという話を書いてあります。これは要するににおいだとかごみ捨ての話で、上の写真だとやかんで排水のところにお湯をかけていますけれども、ディスポーザーを使ってやれば生ごみを捨てなくて済むのではないかという気がします。もし、例えば大きなマンションですとディスポーザーがついていますので、そういうところでのアンケート結果と比較したら結論が違ってくるのではないかなという気がしましたので、もし今後こういう調査をされるのでしたら、そういうことを含めてやられたらおもしろい結果が出るのではないかなという気がします。

それと、同じ資料の最後のページです。コラムで学校給食の話が書いてあります。真ん中辺に「試食会の際には子供が好む味を理解している栄養士から、『商品の味付けをもっと甘みの強いものにすべき』」という恐ろしいことが書いてあります。これは甘くすれば何でも子供にとってはいいのだという、これが食育だと、将来こういう子供が大きくなったら魚というのは甘いものだという誤解を受けるのではないかなという気がしますので、これは事実としては事実なのでしょうけれども、これを読みますと何となく水産庁が推奨しているようにも思えないこともありませんので、再検討できるのでしたら再検討していただければと。味の多様性が重要なのだという話かと思えます。

以上です。

○山下部会長 いろいろな御意見ありがとうございました。

角特別委員、お願いします。

○角特別委員 資料2の第3節の魚食普及の活動のところ、昨日、改めましてこれを読んでみまして、いろんな事例紹介等をしていただきましてありがとうございます。

ただ、魚食普及水産教室、そして学校給食等、青年部のほうもいろんなところで取り組んでいます。この中で、私も去年から学校のほうに食材を提供してその学校給食の担当者といろいろ話しているところ、なかなか地域のものを使っているというものが少ないそうです。ただこれをできるだけ我々漁師も、魚価安とか各面で低迷し続けていますので、学校給食のほうに地元産の魚を使っていたらいいなと思って、去年からいろいろと話をしながら進めていますけれども、このコラムのところに、できるだけ地産地消、地元の食材を使っていたらいいな方向で載せていただけないでしょうか。子供たちに安全・安心なおいしい魚を提供したいというのが、もともと我々漁業者が思っているところでもあります。できればそのところを水産庁のほうも推進していただければ幸いです。

○山下部会長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

高橋特別委員、どうぞ。

○高橋特別委員 大きな話ではないのですけれども、まず資料の2の1ページ目(1)の四方を海に囲まれたというところの「島しょ」。これは漢字で固有名詞でずっと使ってきたと思うのですが、これが今年平仮名になっているので、この辺はやはりきちんと漢字で書いていただいて後ろのほうに平仮名をつけていただければありがたいなと思います。

それから、これはあちらこちらに見えるのですが、17ページの一番上の第2節の「ここでは」という書き出しから始まって「ともに見ていきます。」となっていますね。従来の白書では、多分こういう書き出しはなかったと思っています。以前は、この白書の良く見ただけの年代層というのが中学生から高校生という時期もありました。今年は、どうもかなり専門的なことがいっぱい入って方向転換を若干しているのかなと。これはこれでその年々によって変わってきますので、それはそれなりの評価をしていきたいと思っていますけれども、ただ、かなり専門的な割には、この「ともに見ていきます。」という書き出しはどうなのかなと思っていますので、この辺は修正できるのであれば適切な言葉を入れていただければありがたいなと思います。

全体的には消費について具体的に記載をされていますし、かなり詳細にわたって記載をされているということで、かなり難しい白書になっているのかなという印象を受けております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

渡邊特別委員、どうぞ。

○渡邊特別委員 資料1の1ページ目なのですけれども、最初のトピックス1の部分で重要魚種の不漁と対策ということが記述されておりますが、最初の段落、このトピックスについては魚の事実を中心とした記述ということなものですから、最初にこの地球温暖化の話がぱっと出てくると焦点がぼやけるような印象を持ちます。

あとは、2段落目のシロザケ、サンマ、ウナギを取り上げて不漁と述べておりますけれども、この部分で24年度にはというのがついていまして、下のほうを読みますと、シロザケ、サンマ、ウナギともに長期にわたって不漁傾向が続いているということを背景にして、このトピックスが書かれているということは理解できるのですけれども、その辺が最初のところでわかるような書きぶりにしていただいたほうが、読者としては注意すべき点というものがすぐわかるのではないかと思います。

地球温暖化の話は、その中で1つの要因として考えられるという扱いでの記述にされたほうが全体の整合性がとれるのではないかと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

安成特別委員、お願いします。

○安成特別委員 全体に大変良くできていると思うのですが、例えばビジュアルな表が24、25、26、27とありますけれども、この表がすごく小さくて見にくいので、これはこのままではないとは思いますが、もう少し見やすい形にしていだきたいなど。表とかグラフというものが非常にぱっと目に入るものですから、全体にそう感じましたので、その辺は配慮をお願いします。そういうことです。

○山下部会長 ありがとうございます。

印刷屋さんと相談して、字が小さ過ぎるものほか、工夫してもらえると私も聞いています。

私のほうからも似たようなことで言いますと、写真なのですが、例えば資料2の7ページの写真、これはフラッシュが光っていて、すごく見にくいんですね。こういうものはそれこそ印刷さんが加工すると、この光を消すようなことをしてもらえないかなと思うのです。

同じようなことは、38ページのアジの干物、これも光っている部分があって、こういうものを少し処理してもらえればいいと思うのですが。

その隣の39ページのJFしまねの写真ですが、この場合は人の顔が結構鮮明に写っているのが少し気になって、しかし、JFしまねの魚が全然写っていないというのもとても気になるんですね。トップセールス活動というけれども、誰が何をトップセールスしているのかが良くわからないのと、多分この女性の方は一般客だと思うので、これが白書の冊子だけではなくインターネット上とかに出ますね。それで本人の了解を取っていないと、こういうものは注意が必要かなと思います。

同じように、実は資料4にも43ページにアラメの植え付けを教わる小学生というものがあるのです。この場合は確かに小学生の顔半分くらい写っているので、判断してこれでもいいと思われたのだったらこれをお使いになればいいし、この小学生の場合には、いつ、誰が、どこで小学校に教えたというのがわかるので捕捉、本人確認できると思うんですね。ただ、イオンとかそういうスーパーマーケットの場合は本当に不特定多数ですので、その点、顔が出ることについて注意が必要ではないかと思いました。

以上です。

他にはいかがでしょうか。

武田委員。その後、木場委員、お願いします。

○武田委員 同じように、グラフの意味が私には少しわかりづらい部分がありまして、資料2の23ページの「年齢階層別の一人一日当たり魚介類摂取量の推移」なのですが、ここのグラフの真ん中に赤い矢印が4本あるのですが、この意味がわかりません。10年たったならこの人たちがここに来ましたという意味なのかなと思うと、なぜこの年代だけ引いてあって他は引いていないのかなということと、あと、もしかしたらこれは同じ人をちゃんと追えた人たちなのかなという疑問もあって、この意味を教えていただきたいと思いま

す。

○山下部会長 ありがとうございます。

それは後でお答えいただくとして、木場委員、どうぞ。

○木場委員 ありがとうございます。資料2で、前回私のほうで少し発言させていただいたことに対してかなりいろいろと変えていただいたお礼を申し上げます。まず5ページなのですが、一番下のコラムのタイトルをキャッチーにということで「もはや1位ではなくなった」というのは非常にわかりやすく変わりました。ありがとうございます。

ただ、このブロックの一番下に「現時点における実際の順位は、より下位になっている可能性があります」という予測で載っているのですが、これは水産庁さんがデータが古いので予測という形を取られたのかと思ったのですが、2行目に平成25年、つまり、今年の3月の最新データを使っているということですので、この予測は無くていいのではないかと感じました。

次のページの、まとめ的な最終のところ非常にかたい。「世界的な水産物消費の増大傾向に逆行して進行した我が国における水産物消費の減少傾向の帰結と言えます」と、非常に堅いなど。一般の方にも読んで頂くために少し柔らかくしてみたいかでしょうか。世界は増加傾向にあるのに我が国だけなぜか減少しているみたいな、もう少し柔らかい表現に。「帰結」は少し堅いのではないかなと思いました。

13ページも、私が御意見を言わせていただいて、いろいろと調べていただきました。

一番上の血栓の形成抑制に大きな効果についてなのですが、水産総合研究センターさんがこういう結論というか、研究成果を出しているにもかかわらず、調べていただいたら例外が結構あったということですね。この間発言したときに、日本、韓国が男女ともにトップツリーなのでこれは韓国も含めたほうがいいのではないかなという御意見を申し上げたのですが、ここは日本だけでそのまま変更なしということですが、先ほど説明頂いたポルトガルとかリトアニアとか、リンクしていないことが多いので、変な話、この研究結果自体どうなのだろうと聞いていて少し思ったところもあり、このまとめ方はこのままでよろしいのかどうかと疑問に思いました。

以上、2点でした。ありがとうございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

今、濱田特別委員から手が挙がっているのですが、武田委員の質問にまず答えていただけますか。それから濱田特別委員、お願いします。

○企画課長 ありがとうございます。いただいた御意見、幾つかお答えをさせていただきます。

まず武田委員からいただきました御意見、15ページのコラムでございます。一応今回資料を出すに当たりまして、関係各省には合い議をさせていただいておりますけれども、再度厚生労働省に相談というか、ここに限ってさらによく見ていただきたいと思います。

23ページのグラフでございます。これは年齢階層、例えば1～14の年の人は10年後に15

歳から19歳になっていないということで、そこに矢印が引いていないという意味でございまして、10年前に20～29の青いグラフの人は、その10年後に30～39の黄色のグラフになったということをあらわしております。ですが、若干見にくいということと、その変化につきましては下の表のほうで詳しくグラム数を記述しておりますので、確かにこれは何回も質問されたことがございますので、誤解を招くという感じもいたしますので、ここは矢印を省略してもよいかと思っておりますのでございます。

原委員からいただきました世界の地域では増えているけれども日本は減っているということで、これは資料の2の4ページでございました。3行目で「全ての地域において増加しており」というのは図I-1-5の解説でございまして、原本に立ち返りますと、全ての大陸においてという表現が、実はFAOでは使われております。ここの世界、アフリカと、こういうふうに分けたときでの地域では全て増えているということでございますので、ここはわかりやすくもう少し記述を変えようと思っております。

ディスプレイを持っていらっしゃる場所ですと大分変わるのではないかとのお話をいただきました。日本におけるディスプレイの普及率について良く存じ上げておりませんが、世界よりはるかに低いと思っておりますので、ここはそのようなデータが出たら記述をさせていただきますように思っております。

学校給食について、幾つか御意見をいただきました。

49ページ、50ページのところで学校給食のアンケート、今大体週2回でございまして、それを地域でさらに増やしたいという意向があるということを紹介させていただいております。それに加えまして、ここでは言及してございませんけれども、地産地消の法律によりまして、各地域での農林水産物の利用30%に、今、計画期間内に増やしていこうということもございますので、そういうものについてもここでさらに言及をさせていただきたいと思っております。

50ページのコラムにつきましては、これは青森県の事例ということで、青森県が県産の魚について、いわゆる加工の補助金をつけて先駆的に取り組んでいるということで書かせていただきました。もっと甘みの強いものにすべきということについて特記させていただいたことについて、誤解を招くようであれば変更を加えたいと思っております。

その下に青森県だけではなくて、先駆的に取り組んでいらっしゃいます東京都の八丈島でありますとか、別のところのコラムでも紹介させていただきましたけれども、いとう漁協のすり身にするものとか、フリッターにするもの、いろいろなところで今回学校給食について取り上げさせていただいているところでございます。

重要魚種のところで渡邊特別委員から御意見をいただきました。ここにつきましては、さらに表現について改良を加えさせていただきたいと思っております。

今回、少し専門的になっているのではないかと御意見がありました。確かに今回いろいろな魚食についての学術的なデータでありますとか、そういうものをいろいろまとめたいと思っておりますので、若干専門的になっておりますけれども、まさに読んでいただ

く層といたしましては、実際に水産の各業界でこれから商品開発をしたりとか、販売にどうしようかと悩んでいらっしゃる方々にメッセージを送ればということでございまして、一般の小学生、中高生ということを今回対象にはしていないということで、御理解をいただきたいと思います。その点につきまして、ここではという書き出しと少しそごがあるという御指摘は非常に重要かと思っておりますので、工夫をさせていただきたいと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

お待たせしました。では、濱田特別委員、お願いします。

○濱田特別委員 先ほど写真の話がありました。39ページです。顔写真の話が出て、良く見たらこれは岸会長です。文章によりますと「JFしまねの職員や組合員」となっている。これは、会長は組合員でもなく職員でもないの、文章でいえば、「会長までもが」と入れたほうがいいのではないかとございまして。下から4行目です。正式に写真に合わせて記するとすればそうなると思います。JFしまねは、組合長職はなく、会長だと思えます。それが1つ。どうでもいい話かもしれませんが、気づいてしまったので。

もう一点、これも気づいてしまったことです。17ページでございまして。あくまでデータの解釈上の話ですから、必ずしも私の言っていることが正しいとは思いませんが、述べさせていただきます。

「家庭内調理の割合の低下と食生活の多様化」あるいはその上の「減少する家計の食料支出額」というところです。たしかリーマン・ショック以後に、食料品の構成比が変わったという記憶があります。

17ページの図と18ページの図I-2-2で合わせて見ていただきたいのですが、食料品の金額が一貫して減っていく中で、加工食品の割合が増えました。ただし、リーマン・ショック以後、それまで伸びていた外食が落ちこみ家庭内食が相対的に増加しています。

実際、この図I-2-2をみると外食の割合が平成19年から24年に0.4ポイント落ちていきます。食料品が減っていく中で、さらに外食で賄っていた分も家庭内のほうにシフトし、家庭内ではより調理済み食品が増えたという、たしかリーマン・ショック期のデフレ不況の中でそういう傾向が出ていたという議論があったと思うのです。

一貫して食料費が減少し、調理済み食品が増えているのですが、リーマン・ショック前後では外食費が調理済み食品に吸収されたという傾向があったのでは。

また今アベノミクスでインフレ傾向にありますので、変わるかもしれませんが、24年度までは、そう見ていいのかなと思っております。御検討いただければと。このままでも間違っているわけではないのですが、もう少し細かく見れば平成20年前後で変わったという指摘をすることができます。

○山下部会長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

武田委員、お願いします。

○武田委員 資料1の7ページのところで、ファストフィッシュについて書いてあるのですけれども、ファストフィッシュが始まったのは私が委員になってからでしたが、いつ始まって、どのような経緯で始まったのか知らないのです。マスコミの発表するものを見て知ったのですが、これを見たとき私が捉えたのは、こういう仕組みがあって応募してオーケーとなったならばこのロゴをつけて売っていいのだなという認識です。ですがこのファストフィッシュのロゴを使うためには、お金を払わなければいけないといううわさを聞いたのですけれども、そういうことなのでしょう。私は消費者庁とか厚生労働省がやっていたトクホのマークのようなもので、認定を受けられたら自由に受けた印として付けられるのかと思っているのですけれども。

○山下部会長 ありがとうございます。

他に御意見ございませんか。なければ、今お答えいただこうと思います。

○企画課長 1つは、濱田特別委員から御指摘をいただきました外食、調理食品の傾向は、御指摘のとおりだと思います。

外食と調理食品を含んだ、いわゆる食の外部化というのは一貫して増えておりまして、御指摘のとおり、リーマン・ショック後は、外食のほう落ちて調理食品のほうを補ったというのが正確な傾向ではないかと思っております。

武田委員からいただきましたファストフィッシュの件でございますけれども、ここの6ページから7ページにかけて「魚の国のしあわせ」の運動のことが書いてあります。平成24年の7月、6ページの上の方でございますけれども、官民協働の運動ということで「魚の国のしあわせ」推進会議の中で、こういう柱を立ててやっていこうということで動き始めたものでございます。

ファストフィッシュにつきましては、今お話があったことは事実ではありません。7ページに書いてありますけれども、私たちのファストフィッシュ委員会という料理人の方々、それから実際に管理栄養士を学んでいる卵の方々の委員会で審査しています。応募して一定の要件を満たしたものにつきまして、無償でこのロゴを使っていいということでございます。

ファストフィッシュ自体は一般名詞でございますので、売り場にファストフィッシュと書いていただく分には全く構わないということでございまして、したがって、スーパーの方々が、自分たちが今まで商品開発したものを、例えばファストフィッシュコーナーとか、そう銘打って売ることは自由です。

○武田委員 イラストは違うのですか。

○企画課長 イラスト、ロゴ、このマークを使うためには、選定委員会で選ばれたものしか使ってはいけないということでございます。

○武田委員 それは無償ですか。

○企画課長 無償です。そういううわさを消していただくように、よろしく願いいたします。

○山下部会長 よろしいでしょうか。他にございませんでしたら、もう1つのほうにまいりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

では次は、資料3の「第Ⅱ章 東日本大震災からの復興に向けて」及び資料4の「第Ⅲ章 平成23年度以降の我が国水産の動向」、資料5の「平成24年度 水産施策（案）」及び資料6の「平成25年度 水産施策（案）」について御意見、御質問をお願いします。つまり資料の3、4、5、6でございます。

どこからでも結構でございますけれども、いかがでございましょう。

須能特別委員、お願いします。

○須能特別委員 資料3の「東日本大震災からの復興に向けて」で、被災地としましては、水産庁を初め関係委員の皆さんには大変御支援いただきまして、ありがたく思っております。

実は、今年4月3日に、衆議院の予算委員会の地方公聴会が仙台で行われました。また、昨日、衆議院の東日本大震災復興特別委員会が国会で行われまして、2回とも私が陳述人として発言いたしまして、その資料を準備しておりますので、よろしかったらば配付していただきたいと思います。なお、これは参考までに読んでいただきたいということで、今日は特にこれについてコメントはいたしません。

内容的には、資料3の4ページをお願いいたします。この後段の「水産関係復旧・復興予算の概要」のIVで水産加工流通業界等の復興・機能強化に対する支援がありますね。これにつきまして、実は水産庁と中小企業庁の連携によりまして、加工業界に対するグループ補助ということで、数千億円の補助をいただいております。これにつきましては水産庁と中小企業庁、並びに各県の水産担当が資料の調整、調査等をやってくれましたので、これについてもぜひこの数字を、グループ化の内容を入れていただきたいなと思います。

以上です。

○山下部会長 その内容をこの4ページに入れてもらいたいという御要望ですね。わかりました。

他にはいかがでございますか。

高橋特別委員、お願いします。

○高橋特別委員 資料3の11ページ「がれきの撤去について」ですけれども、この文章をずっと読んでいくと、最後のほうに定置漁場と養殖漁場で撤去作業が完了したと記載はなっていますが、実際がれきというのは、定置漁場なり養殖漁場だけではなくて、かなり広い範囲の中で散乱している状況です。その中で、どうもこれを読むと全ての瓦れきが撤去し終わったのだというような印象を与えるのではないのかなという印象を受けています。ここの書き方を若干修正していただいて、まだまだこれから5年10年の長い道のりだと思いますけれども、そういうものが瓦れきとして残っているのだということで記載をしていただければありがたいなと思っています。

特に福島県沖はまだ手つかずで残っているのだと思っています。これは13ページの上のほうにもありますので、その辺も合わせて、福島沖も含めた形で記載をしていただければなどと思っております。

24ページの一番上に原子炉建屋の地下水の問題があります。報道によりますと、1日400トンくらいの地下水がどうも発生をしているということでございますので、この辺に地下水の流入ということで、そのトン数を公的なもので結構ですから、どのくらいのもが入ってきているのか、また、これが海へ流れ出るといふことのないような形で書いていただければありがたいなと思っております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

今この資料3の「東日本大震災からの復興に向けて」という章について御意見をいただいておりますが、3に限りませず、4、5、6も御意見をいただいてもよろしいのですけれどもね。

濱田特別委員、お願いします。

○濱田特別委員 資料3の29ページ、30ページの「出荷を伴う試験操業の実施」のところでございます。

この内容のとおりであるのですが、せっかくですから、もう少しこれを読んだ消費者の方が安心していただくような書きぶりになったほうがいいのかなと思っております。というのは、水産庁のほうでは周知だと思えますけれども、この試験操業は魚種を選定するもの、当然出荷制限しているものは選んでおりませんし、なおかつ、さまざまな魚種をいろいろ調べた結果、影響のないものから選んでいって、海底土等を調べ、あるいは海水の状況も調べ、海域を絞って、さらに漁獲したものを陸上に挙げてから生段階あるいは加工品段階でそれぞれ検査しています。何重にもフィルターをかけてリスク軽減しています。このように被害が出ないような対策が現地でなされていて、検査される漁協の体制も大変な中やられています。そのような状況が伝わったほうがいいのではないかという御提案でございます。

この辺につきましては、私よりも担当されている方々に聞いていただければ詳しくわかると思っておりますので、その辺を御配慮いただければと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

原委員、お願いします。

○原委員 資料4です。36ページ目の「公的な資源管理制度」というところに「マアジ、サバ類、スケトウダラ等の7魚種」、これはTAC魚種についての記述です。「等」と書いてあるのですけれども、どうも相変わらず気になっているのですが、少し脱線しますけれども、全体を通して「等」の数がやはり多いなという印象なのです。

今ここで言いたいのはその話ではなくて、具体的に7魚種を書かれたらいかがでしょう

かという提案です。というのは、前年度の同じものの記述では、図による詳しい説明がTAC魚種についてあったわけです。今回それを落としています。落とすのは別に簡略化で結構ですけれども、落とした分、このところは具体的に7魚種の名前を挙げていただければいいかなという話です。

もう一つ、同じ資料の39ページ目です。指定漁業の一斉更新のところの5行目で「5年ぶりに一斉に更新されました」という、5年ぶりというのは良くわからないのですけれども、これは一斉更新5年ごとにやられるのだと思います。というのは下の表の「(4)許可の有効期間の変更」のところを見ますと、許可の有効期間を従来の1年から5年に変更だとか書かれていますので、これはよく脚注を読んでこのページをしっかりと読むと5年に1回行われるのだなというのはわかりますけれども、一斉更新のタイミングが5年ですよというのがわかるような書きぶりをしていただけたらいいかなと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

高橋特別委員、お願いします。

○高橋特別委員 資料4の55ページの捕鯨関係でございますけれども、どうもこの記事と写真が全く一致をしないのではないかと考えています。食べるほうですから、これはどこか下のほうでも結構なのですが、この17段目くらいにこの辺に少し間をあけていただくか、それとも29か30ぐらいのところに間をあけていただくかして、シー・シェパードなどの写真を入れていただければ非常にありがたいと思っています。特に燃料補給のときに、日新丸とタンカーの間に割って入ってきて非常に危険な行為があったのですが、その辺の写真をここにに入れてもらうと非常にインパクトが強くなるのではないかなという印象を受けています。

内容的なものについては、せっかくこれだけまとめていただいて、どうも的確な写真がないと非常に効果が薄くなるのではないかなという印象を受けていますので、ぜひともその辺に入れていただければありがたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

濱田特別委員、お願いします。

○濱田特別委員 38ページでございます。前回の委員会をお休みさせていただいたので、もしかしたら議論がダブるかもしれません。確認作業を経て記述内容を修正とされていますので、もう一度私が改めて指摘するようなことになりましたら申しわけございません。

ここに釧路東部漁協の取り組みが書いておられまして、(IQ)、個別漁獲枠制度が書いてあります。まず、これは自主的に行っているということだと思いますので、国の制度でこういうものがあるわけではないですから、その辺の誤解のないように書かれたほうがいいのかなということが1点です。私、この実態調査をしたことがないので把握しておりま

せんので、あくまで確認と併せて意見をさせていただきます。もし、例えば1日の漁獲制限というレベルのものなら、個別の漁獲枠というのは少し言い過ぎかなと思います。年間で1船当たりこれぐらいの量をとるといふ、本当に操業期間を通して各船に割り当てがあるというならば、漁獲枠制度というところまで言ってもいいと思うのですが、日々の漁獲制限というレベルだと、IQというところまで表現するのは行き過ぎかなということです。実態がわからないものですからなんとも言えません。ただ、貝類とか磯根資源とかはバケツ一杯までよ、という漁獲制限をはかっている取り組みが多いです。サザエ、アワビ、ウニなどでも。その程度の話なのか、それとも1年間を通して本当に量を割り当てられているのかは確認していただきたく思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

木場委員、お願いします。

○木場委員 ありがとうございます。私は資料6の平成25年度水産施策のほうで、16ページの漁船漁業の安全対策の強化のところについて伺いたい。ページ数は17に入っていますが、⑦のところについて少し御説明いただきたいと思ひまして、私、余りよく知らないのですけれども、漁業労働環境改善対策会議というものとか、安全推進員というのは、これからこういった会議やこういう委員を育てていくという意味なのか、内容について御紹介いただければと思います。

もう一点が、勉強のために質問させていただくのですけれども、来週、海上保安庁のほうの交通政策の基本的な施策を5年に1回更新する委員会に初めて出るに当たって、つい昨日レクチャーを受けました。その中で気になったのが、事故のうち小型船の事故というのが7割もありまして、そこには漁船とかプレジャーボートが入っているという説明を受けました。その事故の内容で死亡事故にまで至る重大な事故というのが、やはり小型船が9割も占めるというのを聞きました。その中で私が伺いたいと思ったのは、AISという自動船舶識別装置のことです。今は義務づけられているのは500トン以上の大型船等々ということで、もちろん小さな漁船の方々は義務づけられてはいないのですが、ただ、簡易的なものはかなりお値段も低く、30万程度ではないかとおっしゃっていました。こう言った安価な物の活用によって、漁船の皆さんの安全をより担保できるようなことというのは可能なかという点と、もしもそういったものが多少国からの支援、助成によって漁船の方がつけることによって多少事故が減る可能性があるのかという点について、教えていただければと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、今のは御質問でもありますので、今までのところでお答えいただけますか。

○企画課長 いろいろな御意見をいただきまして、ありがとうございます。

記述の充実、特に福島県の漁業の方々が御苦勞されているものとか、その辺につきまし

ては、基本的に皆さんにいただいた御意見を踏まえまして表現の工夫、さらなる情報の追加というのをさせていただきたいと思います。

濱田特別委員からいただきました釧路の資源管理でございますけれども、これはまだ事実関係をよく確認しておりませんので、確かに漁船ごとに配っているということはどういう単位かは確認しておりませんので、それを踏まえまして、このコラムに載せるのは適切かどうかということも判断をさせていただきたいと思います。

木場委員からお話をいただきました資料6の17ページの安全推進員、AISの搭載についてということでございます。

木場委員に御指摘いただきましたとおり、海難事故の中で漁船それからプレジャーボート、非常に多くなっています。その中でも、実は海上保安庁の統計では見張り不十分という事故原因が一番ということになっておりまして、私どもそういう安全を意識しながら漁業を進めていくということを、やはり地域の浜々で皆さんに言っていただく方を作っていくということで、そういう意味で安全推進員というのを平成25年度の予算でお願いをしております。そういう人たちがやはり日ごろ声をかけることによって意識を高めていく。それの上に立つものということで、改善対策会議ということで地域の漁協の方々、それから当然海上保安庁の方も入っていただきまして、そういう会議でまず皆さんの意識を醸成していくということで進めさせていただいております。

AISの搭載につきましては、確かに一定の規模以下のものは義務づけをされておきませんが、自主的にやっていたりしているもの、それから一部の海域につきましては海上保安庁の御協力を得まして、搭載をさせていただいているといった地域もございまして。そういう意味では、いわゆるハードのものとソフトの皆さんの意識改革とあわせながら漁船の安全対策というのを講じていこうと思っております。

またお時間を頂戴いたしましたら御説明に伺いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。

私からも1つあるのですが、資料の6ですが、13ページと15ページの間の整合性です。何かといいますと、13ページの国際競争力のある経営体の育成というところでは、過剰な漁船の円滑な退出ということで、減船に伴う漁業離職者の職業及び生活の安定を図るために、他の仕事をしてもらうことを円滑にやらしてもらおうと書いてあるのですが、その次のページは新規漁業就業者の総合支援ということで、今度は新しく入ってこようという方に原則3年間の長期研修とか、非常に手厚い支援をする。13ページの方がそのまま15ページに入っているとスムーズなのという気もするのですが、そういう意味で、お隣同士にこれが載っていると少し不整合な感じがすると。それが施策でもありますので、少し気になって発言をさせてもらった次第でございます。

他にはいかがでございますでしょうか。

高橋特別委員と、その後、原委員、お願いします。

○高橋特別委員 資料4の59ページの一番下段、図がありますけれども、その下に写真が3点ほどあります。この写真を見て、どうも流通の機能高度化に向けた取り組みの中の写真なのかなという印象を受けています。せっかく立派なこれから作る市場、でき上がっている市場もあります。そういう観点から言うと、多分私の記憶では、八戸で近代化を作っているはずなので、その辺のすばらしく衛生的な近代化したものの写真を載せていただければ一目瞭然なのだろうと思います。そうすると、その上にあります図とちょうどマッチングして非常によろしいのではないかなと思いますので、その辺を御検討してください。よろしくをお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

原委員、お願いします。

○原委員 先ほどの海難事故の見張り不十分の件なのですけれども、相手がぶつかってきてしまうという状況も随分あるのではないかなという気がします。要するに、漁船の場合は、操業中は見張っていてもよけ切れない、逃げられないという状況があるので、これは漁師さんが見張り不十分でおまえが悪いと言われると少し意外なということがあるかもしれません。要するに貨物船だとか、余り漁業、漁法のことをよく知らない商船関係の人がぶつかってくるのではないかなという気もしますので、そちらの働きかけというのも今後必要かなという気がしているのです。

それと、資料6の8ページ目の「(5)資源管理のルール遵守を担保する仕組みの推進」というところで、中身について変更してほしいという意見ではありません。ただ、今後検討していただきたいという要望です。

中身は①のところ、対外国に対しては①の最後の行にありますように実効ある措置の実施を求めていきますと、強い意思が感じられます。ところが③のほうになりますと、これは多分沿岸域と沖合の漁業調整の問題だと思いますけれども、当事者間の話し合いの場の設定やあっせんや話し合いの仲介を行います。水産庁はあくまでも中立ですという立場の世界かと思います。対外国に対しては日本と外国、この③のほうは沿岸と沖合、国内問題、そういう対立軸が2つあって、そこでの話ですけれども、今後沿岸域、沖合域で漁業調整というところも、場の設定だとかあっせんだとか、話し合いの仲介とか、一歩引いたような形ではなくて、積極的にやっていただけたらという気がします。今回の水産政策の中に生かしてくださいという意味ではなくて、庁内でそういう動きが出てくれたらありがたいなという意味です。

○山下部会長 ありがとうございます。

須能特別委員、お願いします。

○須能特別委員 資料6をお願いします。5ページの漁協の問題ですが、残念ながら宮城県の特区問題の件も、漁協の制度疲労の問題と経営の改善ということで、やはり西日本のマグロ養殖などにつきましては非常にうまくマッチングしています。残念ながら三陸のほうは浜に余裕がない中でどういうふうにして第三者との調整を図るかということで、やは

り漁協の問題について経営の改善で6次化の問題を取り上げておりますけれども、6次化の基本は生産者である漁業者が主体になるものであって、これは漁協がリードするようにぜひ水産庁のほうからはそういう指導をお願いしたい。例えば道漁連などはそういう面では非常に商事部門が活発化しております。そういうことで自立する漁協を目指すような施策をお願いしたいと思います。

19ページの水産加工による付加価値の向上と販路拡大ということで、輸出向けについてもこれから支援するという中で、我々非常に国内マーケットが縮小していく中で、何とか新しい市場の中では衛生管理した魚を国際的に販売していこうという気持ちで進めておる中で、このような支援策というのは非常に心強く思っております。ぜひ、これも強力に支援をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

角特別委員、お願いします。

○角特別委員 資料4の資源管理の実効支配と漁業の取り締まりのところを1つ。このところについていろいろな検挙状況等なんかが載せられていますけれども、やはり密漁はいけないのだという強い口調のものをこの面でひとつ入れていただければと思っております。

それと、漁業の安全操業のため、たしか今プレジャーボートの件が出てきたので、意見とは違うかもわかりませんが、やはり瀬戸内海の全体においてこの前、去年の夏場に振興協議会のほうから、日曜日の漁船数の実態調査というものを調べていたら、その中で10隻いたら7隻ぐらいが遊漁者で、漁船漁業が3隻ぐらいだったという情報が入っています。その中で一番私たちが心配しているのが遊漁者についての漁船保険、漁業者であれば漁船保険、遊漁者であればどういった保険があるのかはわかりませんが、とにかく船で浮かんでいるものは何らかの保険等をつけるような政策を少し検討していただければと思っております。漁船同士であれば双方の漁船を使って100%両方からおりののです。遊漁船がまじってくると、我々が相手方に支払う保険はあるけれども、こちらの漁船のほうに支払うという法がないので、とりあえず当てられたときに直すのに困ることがあるので、そこら辺を少し考えていただければと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

そろそろ予定の時間が近づいてまいりましたが、今、高橋特別委員から挙手いただいておりまして、それと長屋委員は、今日御発言は大丈夫ですか。

では、高橋特別委員に御発言いただいて、おしまいにしましょう。

○高橋特別委員 資料6の16ページの漁船漁業の安全対策の強化の④の下のほうに「更に」ということで、漁業無線のことが記載されています。誤解を生むのではないかなと思っております。決して漁業無線は自衛隊の射撃訓練だけの情報を流しているわけではございませんので、もう少し何か一工夫していただければありがたいなと思っております。これ

では漁業無線局の皆さんが非常にかわいそうなので、その辺はひとつよろしくお願ひします。

○山下部会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、意見も皆さん出していただいたようでございますので、質疑はこのあたりで終わりたいと思います。

資料1～5の「平成24年度水産の動向（本文案）」及び本日諮問のございました資料6の「平成25年度水産施策」につきましては、本日皆様からいただいた御意見を踏まえまして事務局で再度修正等を行いまして、最終案については私に一任ということで、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山下部会長 ありがとうございます。

もし、まだ意見が言い足りないということがございましたら、本日中だと事務局から聞いているのですけれども、メールとか電話とか、あるいは終わってからすぐということでも結構ですので、追加の御意見をお願ひいたします。

それでは、この審議は終了させていただきます。ありがとうございます。

事務局から報告事項等がございましたらお願ひいたします。

○漁政部長 本日は長時間、大変活発な御論議、御審議をありがとうございます。

本日いただきました御指摘につきましては、今ございましたように部会長とよく御相談をして反映させていきたいと思ひます。

今後のスケジュールでございますけれども、白書につきましては、今のところ6月中旬に閣議決定をして国会に提出するという予定で今後は進めてまいりたいと思ひます。

また、今般、この水政審の委員の任期が7月12日で満了するというところでございます。皆様方の任期の期間の中で、5年に1度の基本計画の策定もございました。また、2回にわたりましてこの水産白書の作成、いろいろな御論議、御助言、御指導いただきました。この場をかりまして、委員の皆様方の今までの御発言等に対しまして改めて御礼を申し上げたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○山下部会長 それでは、以上をもちまして本日の企画部会を終わらせていただきたいと思います。

どうも長時間ありがとうございます。